

■高齢者の医療費負担増が決定

政府・与党は、12月15日、2020年度までに実施する社会保障改革の具体化にむけ、2016年12月末までに結論を出すこととしていた項目について、患者の医療費自己負担を引き上げる方針を決定しました。医療分野における主な内容は次のとおりです。

▼後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の透析患者の「高額療養費制度」も自己負担引き上げか？

高齢者が加入する医療保険の「高額療養費制度」について、世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、「住民税非課税」者を除き、2017年8月から自己負担が段階的に引き上げられることになります。

それに伴い、後期高齢者医療制度に加入する 65 歳以上の透析患者の「特定疾病療養受療証」の負担額についても、一定以上の所得者は、自己負担が今後増えることが予想されます。「特定疾病療養受療証」は「高額療養費制度」の特例にあたります。当制度の負担引き上げの影響は、自治体の障害者医療費助成制度にも「一部自己負担」や「所得制限」の導入や強化となって波及する恐れがあります。

全腎協では国および自治体の動きにも注意深く注視し、詳細な情報がわかりしだいこれらの動きを皆さんへお知らせする予定です。



▼65 歳以上の入院居住費（光熱水費相当）自己負担引き上げへ

- 新たに月 1 万円超の負担増が 65 歳以上の透析患者にも発生 -

65 歳以上の透析患者が「療養病床」へ入院した時の自己負担が増えることになります。2017年10月から居住費負担（光熱水費相当）が新たに 200 円/日生じることになり、2018年10月からは、さらに 370 円/日へ引き上げられます。これらの費用負担は、保険が効かないため、障害者医療費助成の対象になりません。一ヶ月入院すると、居住費だけで 1 万円を超える負担が発生しきな負担です。

入院時の居住費（光熱水費）の自己負担

<平成29年10月以前>		<平成29年10月～>		<平成30年4月～>	
65歳以上 医療療養病床	負担額	65歳以上 医療療養病床	負担額	65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分 I (II III以外の者)	320円／日	医療区分 I (II III以外の者)	370円／日	医療区分 I (II III以外の者)	370円／日
医療区分 II III (医療の必要性の 高い者)	0円／日	医療区分 II III (医療の必要性の 高い者)	200円／日	医療区分 II III (医療の必要性の 高い者)	0円／日

「透析」治療を受けている場合は「医療区分 II」

上記については、政省令など法改正なく実施できるもので、今後、2017年初頭に開かれる通常国会で提案される 2017 年度予算案へ反映される見込みです。